



平成 20 年（行ウ）第 231 号　日韓会談文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原 告　崔鳳泰 外 9 名

被 告　国

原告準備書面（2）

2009年（平成21年）2月17日

東京地方裁判所 民事第3部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 東澤 靖

同 川口和子

同 二関辰郎

同 小町谷 育子

同 魚住昭三

同 古本晴英

同 張界満

第1 「(1)「竹島問題に関する文献資料」(文書137・全部不開示)」について

上記文書については、2009年（平成21年）1月28日付求釈明申立書

のとおりであり、被告国の回答を待って、原告の主張を補足する。

第2 一部不開示となった文書について

以下では、一部不開示になった文書のそれぞれについて、まず、「不開示情報の内容」という項目において、不開示とされた部分の推定又は推測される内容を論じ、次に「不開示理由」という項目において、被告国が主張する不開示理由はいずれも認められるものではないことを論じる（なお、複数の文書ごとにまとめて論じた場合や、逆に、同一文書中でも分けて論じた場合がある）。

1 「(2)「朝鮮問題（朝鮮対策）（文書67・乙第7号証）」について

(1) 不開示情報の内容

ア 被告国は、文書67の不開示部分2か所に記載されている情報は、日韓会談で協議された財産・請求権問題等に関する韓国政府との交渉過程について日本政府内部で検討された日韓会談における財産・請求権問題に関する特定の懸案事項に対する腹案の段階における見解であると主張する。

イ そして、37枚目の不開示部分（約2行分）には、在日韓国人に対する財産的保障についての腹案の具体的な内容が記載されていると主張する。

しかし、この不開示部分は、すでに開示された「日韓交渉報告（再四）久保田参与 請求権部会再開第一回会議状況 二八、十、九」（以下「日韓交渉報告（再四）」という。甲14）から、次のように推定が可能である。

すなわち、不開示部分の直前の文章は、請求権問題について、第一次会談から第二次会談までの概略を示した後、「わが方としては第三次会談において請求権の相互放棄を示唆し、互讓の精神に立って実際的解決をはかろうとしたが、韓国側がわが方請求権の一方的撤回を執拗に要求したところから論議が紛糾し、いわゆる久保田発言なるものが誘発されることになった。わが

方としては、請求権は一応相互放棄した上で」となっている。

一方、日韓交渉報告（再四）は、次のように記載している（甲14・3枚目）。

「日本側から、日本側請求権の一方的放棄に終り韓国側請求権のみが残るということでは国民感情から言っても到底信じ難い。

日本側には対韓請求権はなく韓国のみが請求権があるという前提で日本側の見解を求められるならば日本側としては、ノウと答える他はない。しかし、互譲の精神に立って政治的に歩み寄るのであればまた途はある。韓国側要求の具体的な内容が明らかにされれば、例えば被徴用韓人に対する未払給料等については、相互放棄してこれにいくらかプラスする意味で日本側において考慮の余地がないわけではない。」

このとおり、日韓交渉報告（再四）は、日本側の回答として、請求権の相互放棄を述べており、互譲の精神に立っての歩み寄りとして、被徴用韓人にに対する未払給料等については考慮する余地があるとしており、この部分が、「在日韓国人の財産的保障」として、不開示部分に隠されている腹案であると推定できる。同様の記載は、日韓交渉報告（再四）に添付された「日韓交渉議事要録請求権部会第1回」（アジア局第二課昭和28.10.9）中の交渉に出席した各人の発言にも見出すことができる（18及び19枚目）。

ウ また、被告国は、53枚目の不開示部分（約1行分）について、日米間で意見調整がなされた日韓会談の再開の手順に関して、財産・請求権問題について、「請求権の相互放棄を提案する」とし、これに統いて、同提案に付加する腹案の具体的な内容が記載されていると主張する。

しかし、この不開示部分についても、推定が可能である。すなわち、不開示部分の前後の記載は、米国側の日韓会談の再開に向けての段取りについて述べたものであり、「日韓双方は同時に声明を行って会談再開の希望を表明

し、その際わが方は次の諸点を明らかにする。」として、「(イ) 請求権の相互放棄を提案する。」の後、不開示部分が約1行分続いている。

これは、日本が、会談再開後「諸点を明らかにする」ものであることから、再開後の会談において、提案がなされると推定することができ、その内容は、37枚目と同様に被徴用韓人に対する未払給料等について支払うという内容であるか、又は、対韓経済援助に関して、経済援助の無償供与と一定額の商業借款の実施であると推定できる。

(2) 不開示理由

ア 被告国は、不開示の理由として、腹案段階の具体的見解が開示されると、現在継続中である朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）との国交正常化交渉において、北朝鮮側に日本政府の対処方針（外交交渉上の戦術）を明かすことにつながり、もって日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性がきわめて高くなると主張する。

しかし、日本は、北朝鮮との間で、2002年（平成14年）9月17日、日本の総理大臣と北朝鮮の国防委員会委員長が代表で署名をして、日朝平壤宣言（乙23）を締結しており、ここでは、「双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした。」と、明確に財産及び請求権の相互放棄の基本原則が宣言され、「国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施」するという枠組みが作られている。

日本と北朝鮮との国交正常化交渉は、今後、同宣言に従って行われるのであって、日本と韓国との間で、請求権の問題について基本的な合意のないまま国交正常化交渉が行われた日韓会談とは、全く状況を異にするものである。

日本と北朝鮮との間の正式な宣言が遵守され、両国がこれに拘束されるのは当然であり、被告国の主張は、およそ理解し難いものである。

イ また、被告国の上記の主張は、実際上も成り立たないものである。そもそも日本側の請求権問題についての戦略は、おおよそ推定が可能であり、特に秘匿するようなものではない。すなわち、日本側が北朝鮮に対し残してきた財産の返還請求権の存在を指摘し、同請求権と北朝鮮の請求権との相殺の主張が考えられ、相殺の主張が受け入れられない場合には、北朝鮮が主張する請求権のうち、日本側で妥協的に認める余地のある部分については支払うという姿勢を出して取引をするという戦略は、容易に推定が可能な交渉の術である。

加えて、上記のとおり、日本側の腹案は、被徴用韓人の未払給料の支払いであることが、他の文書（甲14）との比較から容易に特定できる。

ウ さらに、被告国「腹案段階における見解」が開示されることにより、現在の日韓関係にも影響を与えるおそれも多分にあるとの主張についても、53枚目の不開示部分の後の記載（54枚目）からすれば、米国が、日米間でまとめた構想で韓国側と接触し、説得に努めたとあり、米国から韓国に対し、不開示部分の内容が提案されていたことは明らかである。

米国が、韓国に対し、不開示部分の内容が提案されていたことは、乙第8号証の記載においても見いだすことができる。乙第8号証には、「付一」として「久保田発言について」という記録が添付されており、久保田発言とその発言後の取扱、会談再開に向けた交渉を詳細に記載しているが、その中で、ワシントンにおいて、井口大使と梁韓国大使との非公式な話合いの結果に基き、日本側が会談再開の事前に発表すべき声明の草案が日米間で検討された際、「請求権の問題の解決策につき韓国側の同意が得られなかった」と記載しており、米国が、あっせんに入り、日本と韓国との間の会談の再開において、請求権の問題の具体的な解決策の提案がなされたことが示されている。

エ したがって、いずれの不開示部分も、法5条3号を理由に不開示とされる理由はなく、公開されなければならない。

2 「(3)「日韓会談議題の問題点」(文書68・乙第8号証)」について

(1) 7枚目の不開示について

ア 不開示情報の内容

被告国は、7枚目の不開示部分（約1行分）には、日韓国交正常化交渉における基本関係条約起草に関する韓国政府との交渉過程で開催された谷・金会談での谷大使の発言内容のうち最終的に締結された上記基本関係条約の解釈とは相容れないと解し得る見解すなわち「交渉全体の基本的枠組み」についての具体的言及が記載されていると主張する。

しかし、基本関係条約の解釈とは相容れないと解し得る見解すなわち「交渉全体の基本的枠組み」とは、あまりに抽象的であり、被告国の主張自体は到底理解できるような内容となっておらず、不開示理由の主張立証の点で失当である。

「基本関係条約の解釈とは相容れないと解し得る見解」をあえて推測するならば、次のとおり、基本関係条約の条文と何らか背理する内容が記載されていると推測することができる。

すなわち、1965年に締結された日韓基本条約を見てみると、基本関係条約の部分として、前文に、「日本国及び大韓民国は、両国民間の関係の歴史的背景と、善隣関係及び主権の相互尊重の原則に基づく両国間の関係の正常化に対する相互の希望とを考慮し、両国の相互の福祉及び共通の利益の増進のため並びに国際の平和及び安全の維持のために、両国が国際連合憲章の原則に適合して緊密に協力することが重要であることを認め」と記され、日本の植民地支配についての言及がなされていないことが注視される。前文には、一般に、その条約が制定される理由、条約の枠組みなどが記載されてい

るが、日韓基本条約の前文の文面と、さらに、日本が韓国に対する植民地支配の清算について補償を行う意図がなかったことが日本の交渉の通底するスタンスであったことは久保田発言ほか資料によって明らかとなっていることから、被告国が主張する「基本関係条約の解釈とは相容れないと解し得る見解」とは、日本の植民地支配の歴史の清算についての何らかの記載ではないかと推測することができる。

それは、7枚目の谷大使の言及（不開示部分）の前後の文脈からも裏付けられる。7枚目の谷大使の言及（不開示部分）の前後には、次の記載がある。

「日韓会談決裂後この問題については別段の動きがなかったが三十年初頭の谷・金会談の開始に臨み、わが方は久保田発言、財産請求権、漁業、在日韓人の国籍待遇、船舶返還等の諸問題の原則的妥結とともに基本条約の起草に入り、経済及び文化の交流並びに特に両国の共存共栄に留意することとし、谷大使は1月29日の第一回会談において【約1行分黒塗り】さらに諸懸案の解決方針を説明した後、これら諸問題の解決をまつて修好条約を締結し」

この文章の文脈からすると、第一回会談においては、久保田発言、財産請求権、漁業、在日韓人の国籍待遇、船舶返還等の諸問題を取上げることになっていたと考えられ、日韓会談決裂後には、久保田発言の撤回をめぐって日本と韓国との間で意見の一致を見なかったことから、久保田発言の問題をまず解決しなければ、会談の再開自体がのぞめなかつた当時の状況からして、不開示部分の前は、久保田発言についての何らかの言及、すなわち基本関係条約では触れられなかつた植民地支配に関する何らかの記載があると推測することができる。

イ 不開示理由

被告国は、7枚目の不開示部分の理由について、最終的に締結された日韓基本関係条約の解釈と相容れないと解し得る見解が記載されており、公開さ

れば、無用の混乱を招き、現在の日韓関係に影響を与えるおそれがあるほか、日本の譲歩・妥協が推認され、北朝鮮との交渉において、日本側にとつては不利となり北朝鮮側にとつては有利となる情報を提供することになりかねないと主張する。

しかし、まず、7枚目の谷大使の言及の前後の記載から、谷大使が、昭和30年1月29日の第一回会談において、金公使に対し説明をしたことが明らかであるから、谷大使の言及は、韓国において当然に把握されているため、公開によって、無用の混乱を招き、現在の日韓関係に影響を与えるおそれはない。

また、日本の譲歩・妥協が推認されるというが、不開示部分は、わずか1行であり、ここに日本の譲歩・妥協の詳しい内容が記載されていることは考えられない。そもそも、日本と韓国との国交正常化交渉は、交渉開始から間もなく約60年が経過しようとしているもので、当時の社会的・政治的状況を前提とした交渉と、現在の北朝鮮を取り巻く社会的・政治的・国際的状況を前提とした交渉とは、全く異なるものであるから、同様の交渉上の戦略が成り立つわけではない。実際にも、すでに平壤宣言において、「交渉全体の基本的枠組み」は、すでに設定されており、いまさら、日韓会談の「交渉全体の基本的枠組み」が明らかになったからといって、北朝鮮との国交正常化交渉に何ら具体的影響を与えるおそれはない。

以上から、7枚目の不開示部分は、法5条3号の不開示情報には該当しない。

(2) 15枚目、19枚目直後、22枚目ないし25枚目の不開示について

ア 不開示情報の内容

(ア) 15枚目、19枚目直後の不開示情報の内容

被告国は、15枚目（約1行分及び約5行分）、19枚目直後（1ページ分）の不開示部分には、財産・請求権問題に関する韓国政府との交渉過程におい

て問題となった韓国政府の日本政府に対する請求金額の試算等に関する日本政府内部の検討内容が記載されていると主張する。

15枚目の不開示部分は、対日要求の総額についての記載と関係しており、朝鮮銀行等閉鎖機関及び在外会社の在日財産の後が約十数字にわたり不開示となっている。次いで、5行分も不開示となっている。この不開示部分は、対日要求の金額について分析をしていると考えられるが、不開示部分はわずかであるから、日本の試算した額が示されていると推測できる。この部分には、詳細な分析や具体的な試算方法が記載されているとは考えられない。

19枚目直後の不開示部分も、韓国政府の請求金額の表の後であるから、15枚目と同様に、韓国が提示した請求項目・金額に対する日本側の試算や評価が記載されていると推測できる。

(イ) 22枚目の不開示情報の内容

被告国は、22枚目の不開示部分（約4行分）には、財産・請求権問題に関する韓国政府との交渉過程において日本政府が主張していた基本方針の目的、評価についての日本政府内部の率直な見解が記載されていると主張する。

この不開示部分は、これまでの研究者の研究の蓄積等から、韓国が提案した請求権の主張を封鎖するために、対韓請求権の主張が日本を保護するために考え出された対抗的な請求権であり、政治的な交渉のための道具であって、相殺又は韓国から大幅な譲歩を引き出すことを目的としていたことが記載されていると推測できる。

(ウ) 23枚目の不開示情報の内容

被告国は、23枚目の不開示部分（約2行分）には、財産・請求権問題に関する韓国政府との交渉過程において問題となった日本政府の対韓請求権放棄に関し、昭和28年10月に開催された日韓会談の際、久保田代表から発言のあった非公式見解（ある特定の懸案事項に關係する。）の内容が

記載されていると主張する。

しかし、前記のとおり、請求権の相互放棄の代わりに、日本が韓国に対し、被徴用韓人の未払給料の支払を行う意図のあったことは、別に公開された文書（甲14）において明らかであり、不開示部分の「ある特定の懸案事項に関する」内容とは、そのことを指すと推定できる。

（エ）24枚目・25枚目の不開示情報の内容

被告国は、24枚目の不開示部分（約9行分）及び25枚目の不開示部分（約7行分）には、財産・請求権問題に関する韓国政府との交渉過程において、谷大使が日韓非公式会談で提案した日本政府の韓国政府に対し返還する用意があるとした「ある特定の懸案事項」等に関し、当時の大蔵省と外務省の事務折衝において外務省が提案した試案についての外務省内部の検討内容が記載されていると主張する。

しかし、「ある特定の懸案事項」とは、両国が請求権の相互放棄をする場合でも、日本は、韓国に対し、支払う意図を有していたある個別の請求権を指すと推測でき、不開示部分は、その具体的な試算額と検討であると推測できる。

イ 不開示理由

被告国は、これらの不開示部分を公開すれば、日韓交渉において具体的にいかなる項目についてどの程度の金額を想定していたのかが如実に明らかになるとし、現在の韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあり、北朝鮮に対して試算や検討についての重要な手掛かりや主張の論拠を与えることになると主張する。

しかし、日韓会談は、交渉の開始から間もなく60年が経過しようとしている交渉であり、研究者の研究の蓄積によって、相当程度交渉の詳細が解明されており、現在、不開示部分を公開したからといって、特に韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとはいえない。そして、60年近く前の交渉で、いか

なる金額の試算がなされようとも、それは、交渉の過程での試算にすぎないものであるし、自国の交渉を有利に進めようと考える外交において、当然に対韓請求権は多く、対日請求権は少なくというように、日本に有利な試算がなされていることは韓国において容易に了解できることである。公開された情報を元に、韓国は、日本が韓国の請求項目を著しく少額に試算している、あるいは日本が韓国の請求項目を高額に試算しつつもそれを秘して交渉していたなどを知ることになるが、それは、外交交渉では当然の戦略にすぎず、半世紀以上前の外交交渉における戦略がたとえ現時点で分かったとしても、日本と韓国との間の信頼関係が損なわれる事態が生じるとは到底考えられない。

また、不開示部分の量からしても、当該部分には、日本政府の試算の具体的な金額が記載されていると推定できても、試算の具体的方法については明らかにされていないと推定できる。試算の具体的方法の記載がないまま、単に具体的な金額が公開されたとしても、北朝鮮側において、それを根拠に請求権について具体的な試算ができるわけではない。また、日韓会談がなされた当時の貨幣価値と、現在の貨幣価値は異なっており、北朝鮮における試算の参考ともならない。したがって、不開示部分の公開は、将来に予想される北朝鮮側との交渉に何ら支障を及ぼすものではない。このことは、前記のとおり、日朝平壤宣言が合意され、同宣言の枠組みで今後の交渉がなされることからも、明らかである。

さらに、22枚目の不開示部分については、日韓会談の研究者によって、相当程度、財産・請求権問題に関する日本の率直な見解は明らかにされているのであるし、会談における日本側の具体的な発言によって、日本の率直な見解の内容は、すでに韓国が了知していると考えられるため、公開によって、韓国との間の信頼関係が損なわれるはずはない。

そして、23枚目の不開示部分については、非公式な見解といえども、韓国は、久保田発言を把握しているのは明らかであり、公開により、いまさら韓国

との信頼関係が損なわれるはずがない。

したがって、これらの不開示部分を法5条3号により不開示とする理由はない。

(3) 68枚目の不開示部分

ア 不開示情報の内容

被告国は、68枚目の不開示部分（約2行分）には、竹島問題に関して日本政府内部において検討した当時の竹島の状況についての率直な認識、評価が記載されていると主張する。

しかし、この不開示部分は容易に推定が可能である。同不開示部分は、日本政府の竹島の状況についての認識を示した部分であることから、「竹島は日本海の孤島で、往年はアシカ猟とわずかなアワビ及び海草採取が行われた」の記載に続いており、しかも、「日本政府は竹島についてこのような観察を行っていた」ということで、竹島問題における日本政府の立場が不利になるという被告国の主張と併せ考えれば、同不開示部分は、日本政府が竹島の領有権を主張するのに障害となりうる消極的な評価が記載されているものと推定できる。具体的には、過去にはアシカ猟等がなされていたが、「現在は、アシカ漁なども行われておらず、日本人の定住はない状態で、あまり利用されていない（実効的な支配がない）」などの記載がなされていると推定できる。

イ 不開示理由

被告国は、韓国政府に「日本政府は竹島についてこのような観察を行っていたのであるから、今後、竹島問題をめぐるやり取りにおいては、日本政府にこの点を追及し、あるいは、この点を対抗すべく戦術をもつて臨むのが有利である」といった判断を導かせる手掛かりを与えるおそれが高いと主張する。

しかし、上記のとおり、不開示部分はわずか2行分であり、この部分に日

本の竹島についての詳しい観察が書かれているはずはない。この部分に、竹島の領有権を否定するような消極的な評価が記載されていること、そしてその具体的な内容は容易に推測できるのはすでに述べたとおりである。また、たとえ公開されたとしても、2行分の観察をもって、韓国が、日本に対し、有効な対抗戦術をもって臨む可能性も著しく低い。

したがって、不開示部分は、法5条3号の定める不開示情報に該当しない。

3 「(4)「日韓会談における双方の主張及び問題点 本文及び付属資料」(文書69・乙第9号証)、「(6)「日韓会談の経緯及び問題点」(文書76・乙第11号証)」及び「(7)「日韓会談の経緯」(文書77・乙第12号証)」について

(1) 不開示情報の内容

ア 文書69、文書76及び文書77は、それぞれ、「日韓会談における双方の主張及び問題点」(文書69)、「日韓会談の経緯及び問題点」(文書76)及び「日韓会談の経緯」(文書77)と題された文書であるが、これら各文書の目次を見ても、基本問題・財産請求権問題・漁業問題・在日韓人の国籍処遇(法的地位)問題・船舶問題・文化財問題などの項目が共通しており、文書自体をみてもその内容はほとんどにおいて同旨であることが見受けられる。

よって、不開示部分の内容も同一ないし同旨のものが多いので、ここでまとめて検討する。

イ 文書69の不開示情報の内容

(ア) 被告国の主張によれば、文書69において不開示とされている部分は4か所であり、財産・請求権問題に関する、日本政府の韓国政府に対する請求金額についての個別具体的項目の試算等(①13枚目の不開示部分及び②76枚目の不開示部分)、韓国政府との交渉過程において日本政府が主張していた基本方針の目的、評価についての日本政府内部の

率直な見解（③16枚目の不開示部分）、及び韓国政府との交渉過程において問題となった韓国政府の日本政府に対する請求について、日本政府が正式提示を留保した具体的な請求項目であり、韓国政府との「ある特定の懸案事項」に直接関連する内容及びその試算額（④82枚目の不開示部分）が記載されていることである。

(イ) 文書69の不開示部分①は「なお、わが方は会談においてわが方の韓国に対する請求項目を提示したことではないが、【約一行分墨塗り】」との記載になっている。

一方で、文書69と同様に日韓会談の問題点を指摘した文書である文書77（乙12）の56枚目には、「わが方は、終戦後韓国において合衆国軍政府および韓国政府が日本財産に対してとった措置および現状について照会を行ったが、韓国側はこれに対して回答しなかった。（なお、わが方は会談においてわが方の韓国に対する請求項目を提示したことはないが、請求額として大蔵省が試算したところは資料13.のとおりである。）」と記載されている。

文書69と文書77の文書の作成目的からすれば、両文書における記載内容はまったく同一であるはずだから、「請求額として大蔵省が試算したところは、資料その七のとおりである。」といった趣旨の記載がなされていると推測できる。

ちなみに、当時の外務省が公刊した資料を見る限りでは、（日本の国民が有していた在韓私有財産の額としての）日本の対韓請求権の総額は約120億円から140億円程度といわれているようである（外務省情報文化局長談「二、昭和二十八年十月二十二日」・「世界の動き」特集号6・外務省情報文化局発行）（甲15）。

(ウ) 文書69の不開示部分②は、当該部分の表題「わが方の対韓請求額についての大蔵省試算」の通り、上記不開示部分①に対応した大蔵省の

試算内容として、対韓請求権の請求項目とその試算結果が具体的に記載されているものと推測される。

(エ) 文書69の不開示部分③は、「本問題については、双方の法律論が根本的に対立しているため、双方が当初の法律論を固執するかぎり、解決は不可能である。【約3行分が黒塗り】爾後の交渉は米国の解釈を基礎とした実際的解決を計る方向へと向かうこととなる。」と請求権問題における日韓会談の問題点を指摘した記述である。

この不開示部分を正確に推定することは困難であるが、請求権問題における日韓会談の経緯をみれば、交渉当初は日韓においてお互いの請求権について法律論が対立し、その後、米国の解釈（韓国対日請求権については、米国によって没収された日本の在韓資産が韓国へ譲渡されることにより、ある程度満たされているとの解釈）などを基礎として、日韓双方が請求権を放棄した上で、日本側からの無償有償の経済援助による政治的解決を図っていくことになったということが明らかとなっている。

後述のように、この不開示部分は文書76及び文書77の不開示部分と同旨であるが、そこには「双方の法律論が根本的に対立し、韓国側は法律論をもってしてはわが方の主張を撤回させることは不可能であることを悟ったためか、爾後日本漁船員の拿捕・抑留及び韓人被退去強制者の引き取り拒否という既成事実を形成し、これらの問題の解決との関連において、全面会談外の交渉において先ず日本の対韓請求権に関する主張を撤回させにかかった。わが方としても抑留漁船員問題及び強制退去実施問題の解決に迫られ、【約5行が黒塗り】第3次会談中絶後第4次会談開始に至る間の交渉の結果」と記載されており、引き続き、日本側がやむなく譲歩した点として、i) 久保田発言の撤回、ii) 在韓財産に対する請求権主張の撤回、iii) 美術品の返還の検討を挙げている。当

時の日本政府は、特に、韓国政府が行った李ラインの設置によって拿捕された日本人漁船員の早期帰還を求める問題という、いわば国内問題を抱えており、これらの問題の早期解決を目指し、日韓会談での交渉を早期に成立させる必要があり、かなりの譲歩を決断しなければならない状況にあったと言われている。

これらの日韓会談の経緯からすれば、不開示部分③には、日本政府が主張していた基本方針の目的、評価についての日本政府内部の率直な見解として、「早期の解決を図るため、請求権に関する法的論拠は別として、一刻も早く政治的妥結を図る必要性があった」旨の日本政府の見解が記載されていると推測される。

(才) 文書69の不開示部分④は、既に韓国で開示されている日韓会談関連文書の中に日本側から提示されたものとして開示されている同一内容の文書が存在する（甲16）。

これによれば、不開示部分④には「韓国人官吏に対する恩給等〇〇未払金（日本恩給局によれば約5億円）」（〇〇部分は文字の解読が出来ない）と記載されており、被告国が言うところの、韓国政府との「ある特定の懸案事項」とは「韓国人官吏の恩給等に関する未払金」のことであり、その試算額が5億円であったことが判明している。

ウ 文書76の不開示情報の内容

(ア) 文書76の不開示部分は2カ所であり、被告国側の主張によれば、①21枚目（約2行分）の不開示部分は、文書69の13枚目の不開示部分と同旨であり、②25枚目（約5行分）の不開示部分は文書69の16枚目の不開示部分と同旨であるから、①の不開示部分は、「大蔵省の試算したところによれば総額約〇〇〇億円と試算されている。」と具体的に試算された金額の総額が記載されているものと推定される。

(イ) ②の不開示部分は、「早期の解決を図るため、請求権に関する法的論拠は

別として、一刻も早く政治的妥結を図る必要性があった」旨の日本政府の見解が記載されていると推測される。

エ 文書77の不開示情報の内容

文書77の不開示部分は1カ所であり、被告国の主張によれば、文書77の60枚目(約4行分)の不開示部分も、文書76の25枚目の不開示部分と全く同一内容であり、文書69の16枚目の不開示部分と同旨の内容が記載されているのであるから、「早期の解決を図るため、請求権に関する法的論拠は別として、一刻も早く政治的妥結を図る必要性があった」旨の日本政府の見解が記載されていると推測される。

(2) 不開示理由

ア 被告国は、不開示の理由として、次のとおり、大きく二つの理由を挙げている。

第1の理由は、当該不開示情報が開示されると、現在の韓国政府との信頼関係を損なうおそれがあるという理由であり、第2の理由には、日韓交渉における日本政府の基本的な方針や財産請求における日本政府の試算や見解が明らかになると、北朝鮮との国交正常化交渉において、北朝鮮側に日本政府の交渉戦術等に関する重要な手掛かりや主張の論拠を与えることになることから、北朝鮮側にとって有利となる情報を提供し、日本政府の交渉上不利益をもたらすという理由である。

イ しかしながら、韓国政府との関係については、対韓請求権の項目や金額・日韓会談における日本の姿勢などについては、すでに日韓会談での歴史資料などである程度明らかになっているところもあり、そうした交渉の過程での検討内容に関する情報は、すでに日韓会談の結果としての協定が締結された後では、韓国との法的関係に何ら影響を及ぼすものではないし、協定締結後半世紀以上を経過している現在においては、当時の日本政府の内部的な検討内容はむしろ歴史的な事実および記録として、歴史的な研究や検討の対象と

なるべきものである。

それ故、韓国政府は日韓会談に関連する文書の歴史的な事実および記録としての性格に鑑みていち早く全面公開しており、今回、文書69の不開示部分④が韓国側で公開された文書から明らかとなっていることからも分かるように、たとえ、日本側の過去の検討内容にかかわる情報が開示されたとしても、それが現在の韓国政府との信頼関係を損なうことになる事態は到底想定できない。

ウ また、北朝鮮との国交正常化交渉に関していえば、外交関係も国際政治状況も異なる半世紀以上も前の韓国との交渉に際して検討された内容が、そのまま北朝鮮との交渉においての日本政府の検討内容となるわけではなく、日本政府もそれに拘束される理由は何ら存在しないのであるから、北朝鮮との交渉において、北朝鮮側に「重要な手掛かりを与える」等というのは、あまりにも誇張を重ねた主張であるといわざるを得ない。

加えて、北朝鮮との国交正常化交渉における請求権問題については、文書67でも前述したとおり、日朝平壤宣言（乙23）において、財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、経済協力の枠組みができているので、日韓会談における賠償額に関する試算や検討内容は、北朝鮮との国交正常化交渉においてほとんど意味を失っているのである。

エ 以上のとおり、韓国との信頼関係や北朝鮮との国交正常化交渉における重要な手掛かりといった被告国の不開示理由は、誇張にわたるものであって正当な理由たりえない。

オ ましてや、文書69の不開示部分④については、韓国政府が開示した文書によって既にその不開示情報自体が開示されてしまっているのであるから、これが開示されたからと言って、現在の韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるとは到底考えられないし、北朝鮮側にとって有利となる情報を提供することにはならないのであるから、これを不開示とする理由はなく直

ちに公開されなければならない。

4 「(5)「日韓会談の問題点」(文書72・乙第10号証)」について

(1) 不開示情報の内容

ア 被告国の主張によれば、文書72は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書であり、不開示部分には、韓国政府が正式提示を留保している対日請求権について、日本政府内部で「ある特定の懸案事項」を含む項目の金額を具体的に試算した結果及びその検討内容等に関する情報が記載されていることである。

イ 文書72における不開示部分前後の記述をみると、まず、1952年2月に韓国政府が日本政府に対して提出した「韓日間財産及び請求権協定要綱」（以下「韓国側提案」という。）の内容に関する要約と概算金額があり（2・3枚目）、続いて、「(c)右の他韓国側が正式提示を留保している請求項目（中略）があり右の概算金額は韓国側の計算によれば百五十億円である。【以下約7行分及び次頁が黒塗り】」となっている。

ウ 韓国政府の対日請求権に関する上記韓国側提案の内容（いわゆる「8項目」）について、韓国政府は項目を挙げたものの金額を提示しなかった（なお、同韓国側提案の8項目は文書69の74枚目及び75枚目に資料6として開示されている）。上記韓国側提案の内容は、文書77（63枚目以降）によると、「韓国側としては、従来と同様、諸懸案のうち一般請求権問題を最も重要視し、会談冒頭『韓国の対日請求要綱』（第1次会談で提出したものと殆ど同様。但し文化財関係は文化財小委員会に分化したので除外された。いわゆる『8項目』）を提出、これに対する日本側の全般的意見を求めた。」と記録されていることからわかるように、上記韓国側提案は、金額の提示はないものの、1949年に韓国政府が作成した「対日賠償要求調書」（甲17）の内容を縮小したものである。「対日賠償要求調書」の中で、韓国政府は上記韓国側提案

で挙げた8項目に相当する項目の金額を具体的に試算していることから（なお、文書72の1枚目の記述によれば「一応約百八十億円」との概算があげられている。）、たとえ正式提示が留保された項目であっても、「対日賠償要求調書」などを参照し、それらの項目ごとに具体的な試算をして、その金額等に対する見解等を記載していると推測される。

（2）不開示理由

ア 被告国は、不開示の理由として、ここでも前記と同様に、現在の韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあること、及び北朝鮮との国交正常化交渉において、北朝鮮側に重要な手掛かりを与えることになり、北朝鮮側にとって有利となる情報を提供し、日本政府の交渉上不利益をもたらすことを挙げる。

イ しかしながら、韓国政府との関係については、文書72の不開示部分の記述内容は、日本政府内部で「ある特定の懸案事項」を含む項目の金額を具体的に試算した結果及びその検討内容等に関する情報であるというが、前述したように、協定締結後半世紀以上を経過している現在においては、当時の日本政府の内部的な検討内容はむしろ歴史的な事実および記録として、歴史的な研究や検討の対象となるべきものであり、そのような日本側の過去の検討内容にかかわる情報が開示されたとしても、現在の韓国政府との信頼関係を損なうことになる事態は到底想定できない。

ウ また、北朝鮮との国交正常化交渉に関しても、これまでに述べたとおり、日朝平壤宣言（乙23）において、請求権問題につき、財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、経済協力の枠組みができていることからすれば、当時の日本政府の賠償額に関する内部的な試算や検討内容は、北朝鮮との国交正常化交渉においてほとんど意味を失っているのである。

エ 以上の次第で、韓国との信頼関係や北朝鮮との国交正常化交渉における重要な手掛かりといった被告国の不開示理由は、誇張にわたるものであって正

当な理由たりえない。

5 「(8) 第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権問題小委員会会合（第1回）（文書93・乙第13号証）」について

(1) 不開示情報の内容

ア 被告国の中によれば、文書93の13枚目（2行分）、13枚目直後（1ページ分）及び14枚目（約4行分）の一連の不開示部分には、第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会第11回会合における財産・請求権問題のなかで、特に「昭和20年（1945年）8月9日現在韓国に本店のあった法人の在日財産の返還請求」に関して、朝鮮半島地域における日本法人の財産の取扱いや処置の仕方についての基本的な整理方法等について、日本政府代表者である吉田主査代理（大蔵省（当時）理財局次長）と韓国政府の李主査代理との間での具体的かつ率直な説明や意見交換等が記載されていることである。

イ 文書93は、第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会第11回の日本側で作成された議事録であるから、当然のことながら、不開示部分の記述内容に相当するものが、韓国で開示された日韓会談関連文書のうち、韓国側で作成された第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会第11回の議事録に記載されている（甲18）。

ウ 上記の韓国側議事録によれば、不開示となっている部分に該当する議事録は次の通りとなっている。

韓国側一住所がどこであろうとも日本人株式はすべて韓国政府に帰属した。

日本側一当初は米軍名義になり、その後韓国政府名義に変更されたというのだが、株主名簿は書き換えられたのか。

韓国側一書き換えられた。

日本側一それなら、甲某の株、乙某がどれ位OO（注：OO部分は文字の解読が

できない)されたのかは明白になっているのか。

韓国側一勿論なっている。

(以下、日本側黒塗り該当、不開示部分)

日本側一米軍は韓国で 38 度線以南だけをその管轄地域にしたが、38 度線以北の株式はどう取扱われているのか。

韓国側一どのような点から日本側が関心を持っているのか知らないが、38 度線以北の分も日本人株式は帰属した。

日本側一それは米軍が接收したのか。韓国が接收したのか。

韓国側一本店が 38 度線以南にあったものは、米軍が接收してから韓国に移譲された。

日本側一38 度線以北の支店財産はどうしているのか。

韓国側一そのままあるだろう。

日本側一放棄もせず、また実力行使もしないでいることを意味するのか。

韓国側一そうだ。

エ 上記の通り、朝鮮半島地域における日本法人の財産の取扱いや処置の仕方について、当時の日本政府が、38 度線以北にある北朝鮮政府が実効支配している地域の株式や支店財産については、韓国側の返還請求に応じることが難しいと考えていたこと（逆に言えば、北朝鮮政府との交渉で解決しなければならない問題であると考えていたこと）が窺われることから、不開示部分には上記の議事録に該当するやりとりが記載されていると推定される。

（2）不開示理由

ア 被告国は、不開示の理由として、ここでも前記と同様に、上記不開示情報が開示されると、日本政府が韓国政府との間において水面下で協議した内容が明らかになり、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあること、及び北朝鮮との国交正常化交渉において、論点となる可能性が極めて高い財産・請求権関係の問題について、北朝鮮側に、北朝鮮に存在した日本法人の

財産等についての日本政府の関心事項や基本的な考え方を具体的に明かすこととなり、その結果、日本政府が北朝鮮との交渉上不利益を被る蓋然性が極めて高くなることを挙げる。

イ しかしながら、韓国政府との関係については、上記の通り、文書93での不開示部分に相当する内容はすでに韓国側の日韓会談関連文書において開示されており、いわば、韓国政府自らが、日本政府と韓国政府との間において水面下で協議した内容を明らかにしているのであるから、文書93での不開示情報が開示されたとしても、そのことによって韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるといえないことは明白である。

ウ また、北朝鮮との国交正常化交渉に関しても、不開示の対象となっているのは北朝鮮と関係する請求権問題についての日本政府の見解等である。上述の通り、すでに韓国側開示文書によってその内容が公にされている以上、北朝鮮においても文書93での不開示情報に相当する内容を知ることができ、当時の日本政府において、38度線以北にある北朝鮮政府が実効支配している地域の株式や支店財産について、韓国側の返還請求に応じることが難しいと考えていたことは明らかである。それ故、北朝鮮に存在した日本法人の財産等についての日本政府の関心事項や基本的な考え方は既に露見しているといえる以上、文書93での不開示情報を開示することによって、北朝鮮との国交正常化交渉において日本政府が交渉上不利益を被る結果になるとはいえない。

エ 以上のとおり、韓国との信頼関係や北朝鮮との国交正常化交渉における不利益といった被告国の不開示理由は、誇張にわたるものであって正当な理由たりえない。

6 「(9) 第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権問題小委員会会合（第12回）（文書94・乙第14号証）」について

(1) 不開示情報の内容

ア 被告国の主張によれば、文書94の不開示部分は5枚目（11行分）、5枚目直後（2枚分）の一連の記載部分であり、第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会第12回会合における財産・請求権問題、特に韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済の問題について、朝鮮半島地域等における韓国法人・自然人及びその財産の法的範囲に関する具体的にいかなる考え方によりどのように画定していくのかにつき、日本政府代表者である吉田主査代理（大蔵省（当時）理財局次長）と韓国政府の李主査代理との間での、具体的かつ率直な説明や意見交換が記載されているとのことである。

イ 上記文書93と同様、文書94は、第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会第12回の日本側で作成された議事録であるから、不開示部分の記述内容に相当するものは、当然、韓国で開示された日韓会談関連文書のうち、韓国側で作成された第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会第12回の議事録（甲19）に記載されている。

ウ 上記の韓国側議事録によれば、不開示となっている部分に該当する議事録は次の通りとなっている。

日本側（前略）次の問題に入ろう。第五項は「韓国法人または韓国自然人の日本または日本国民に対する日本国債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金及び補償金及びその他請求権の弁済を請求する」となっているが、（以下、日本側黒塗り該当、不開示部分）ここで韓国法人または自然人はどの範囲で考えているのか。

韓国側 — それはどういう意味なのか。

日本側 — 率直に言って現在韓国にいる人は問題ではないが、日本在住韓国人で北鮮に行った人が相当いて、また行くか行かないか分からな

い人も多い。また現在北鮮にいる人もいるが、このような自然人に対してどう考えているのか。

韓国側 — 韓国法人は韓国国内に本店がある法人を言い、自然人は理論上どこにいようと請求範囲内に置く。

日本側 — 理論上では色々問題があると思うが、実際問題としてはどう考えるのか。

韓国側 — 実際問題としては現物提示の問題がある。とにかくこの問題はわれわれの内部問題だと思う。

日本側 — この問題はデリケートで、事実、問題を確認するためにとても重要な問題だと思う。現物提示とか有価証券とか、財産が韓国にあるという意味なのか。

韓国側 — 所持または所有という意味だ。

日本側 — デリケートな問題なのでここで直答を求めて難しいと思うが、この問題は最終段階に入ってからも論議されるだろうから、具体的な事実を明確にする必要があると思う。適当な機会に検討してくれればよい。

韓国側 — 北鮮の何を話すのか。

日本側 — 自然人が北鮮にいる場合、彼が持っている有価証券はどうなるかという問題だ。

韓国側 — われわれとしては理論上でそれを含むものとなっている。

日本側 — それを含ませると日本側としてはとても困難な問題になり、責任問題になる可能性もある。勿論法律上または条約上責任が免じられるようにはなるが、現実問題としてはとてもデリケートだと思う。

エ 上記の通り、朝鮮半島地域等における韓国法人・自然人及びその財産の法的範囲に関して具体的にいかなる考え方によりどのように画定していくのかについて、当時の日本政府は、特に、北朝鮮に在住する自然人について、彼

らが保有する日本国債、日本銀行券、被徵用韓人の未収金及び補償金及びその他請求権の弁済も含めて、韓国政府との協議だけで解決することには相当困難が生ずる（日本代表の言葉を借りれば「とてもデリケートな問題である」）と考えていたことが窺われることから、不開示部分には上記の議事録に該当するやりとりが記載されていると推定される。

（2）不開示理由

ア 被告国は、不開示の理由として、ここでも前記と同様に、日本政府が韓国政府との間において水面下で協議した内容が明らかになり、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあること、及び「北朝鮮」の法人・「北朝鮮」の自然人の範囲を画定することに関する日本政府の具体的考え方方が露呈し、今後の北朝鮮との国交正常化交渉において、日本政府の具体的考え方や立場が露見する結果にもなることから、日本政府が北朝鮮との交渉上不利益を被る蓋然性が極めて高くなることを挙げる。

イ しかしながら、韓国政府との関係については、文書93でも述べたとおり、文書94での不開示部分も、すでに韓国側の日韓会談関連文書において開示されているのだから、当時の日本政府としてここで議論されている問題を相当にデリケートな問題であると考えていたか否かにかかわらず、韓国政府自らが開示している以上、文書94での不開示情報が開示されたとしても、そのことによって韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるといえないことは明白である。

ウ また、北朝鮮との国交正常化交渉に関しても、文書93でも述べたとおり、不開示の対象となっているのは北朝鮮と関係する請求権問題についての日本政府の見解等である。それ故、すでに韓国側開示文書によってその内容が公にされている以上、朝鮮半島に存在した韓国法人及び韓国自然人の各財産等についての日本政府の関心事項や基本的な考え方や、「北朝鮮」の法人・「北朝鮮」の自然人の範囲を画定することに関する日本政府の具体的考え方や立場

も、既に北朝鮮に露見しているという他ないのであるから、文書94の不開示情報を開示することによって、今後の北朝鮮との交渉において、日本政府が北朝鮮との交渉上不利益を被る蓋然性が極めて高くなるとはいえない。

エ 以上のとおり、韓国との信頼関係や北朝鮮との国交正常化交渉における不利益といった被告国の不開示理由は、誇張にわたるものであって正当な理由たりえない。

7 「(10)「一般請求権問題に関する件」(文書96・乙第15号証)」について

(1) 不開示情報の内容

ア 被告国の主張によれば、文書96は、非公式に開催された一般請求権小委員会の会談内容に関連して、①不開示部分の2枚目(約3行分)には、上記非公式会談において話し合われた財産・請求権問題等に関する韓国政府代表劉主査の率直な発言内容が記載されており、②不開示部分の10枚目(約4行分)には、当時日本政府内でも検討を終えていなかった朝鮮半島情勢と財産・請求権問題に関する重要事項についての日本政府代表吉田主査代理(大蔵省(当時)理財局次長)の率直な発言内容が記載されていることである。

イ ①不開示部分については、非公式会談の代わりに開かれた宴会後の報告として、「劉主査は、帰宅中一般請求権については何等進展なしとして尻をたたかれ困惑している旨述べたので、西原局長より、請求権の各項目について、直ぐ反応を示せと言われても難しく、強いて反応を示すとすれば、法律的なことを言わねばならず、切角釀成されている友好的雰囲気をこわすことになりやしないかと考えて苦慮している旨答えたところ、劉は、一番問題なしと思われる未払給与、恩給、年金などについては、日本側で払われると言われても調査に膨大な経費が必要【以下約3行分が黒塗り】」と記載されている。この劉主査が述べた見解については、韓国における第5次韓日会談の一般

請求権小委員会の会議録要旨に、徴用者未収金問題に関しては日本側で弁済する意思を見せていて、該当個々人に直接支払おうという考えを暗示しているが、わが側は未収金の国内的処理はわが政府が権限を持ってすることだとしなければならない旨の記述があることからすれば、「調査に膨大な経費が必要であることから、これらの支払に関する問題の国内的処理は韓国政府が権限をもって行ないたい。」旨の当時の韓国政府の徴用者未収金問題の処理に関する見解が記載されているものと推定される。

ウ ②不開示部分については、「【約4行分が黒塗り】」となっている後に「比較的とり上げやすい項目から話合ってはどうだろうかと質したところ」となっている点からすれば、日韓会談で問題点となっているもののうち「(比較的取り上げにくい項目である) 財産・請求権問題に関する重要事項の検討についてはしばらく棚上げすることにして、最終的には政治的解決に委ねるとしても」程度の記載である可能性が高く、文書93や文書94で不開示となっているような北朝鮮と関係する請求権問題についての見解等が記載されていると推測される。

(2) 不開示理由

ア 被告国は、不開示の理由として、ここでも前記と同様に、日本政府が韓国政府との間において水面下で協議した内容が明らかになり、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあること、及び北朝鮮との国交正常化交渉において、北朝鮮側に、韓国政府との非公式な協議内容や朝鮮半島情勢に関する日本政府の基本方針及び考え方を明らかにすることとなり、結果として、日本政府が北朝鮮との交渉上不利益を被る蓋然性が極めて高くなることを挙げる。

イ しかしながら、上述したように、文書96の各不開示部分の記述内容は、これまでに韓国政府が開示した日韓会談関連文書から推定できるもの（不開示情報①）や、前後の関係から、文書93の不開示部分や文書94の不開示

部分と同じく、北朝鮮と関係する請求権問題についての日本政府の見解等が記載されていると推測できるもの（不開示情報②）である。

ウ とすれば、韓国政府との関係については、これまでの不開示情報と同じく、文書96の各不開示情報が開示されたとしても、すでに韓国政府が日韓会談関連文書を全面公開している以上、日本政府による日韓会談関連文書の全面公開によって、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるといえない。

エ また、北朝鮮との国交正常化交渉に関しても、不開示の対象となっているのは北朝鮮と関係する請求権問題についての日本政府の見解等である。それ故、文書93及び文書94の不開示部分と同じく、すでに韓国側開示文書によってその内容が公にされている以上、文書96の各不開示情報が開示されたとしても、それによって、北朝鮮との国交正常化交渉において、日本政府が北朝鮮との交渉上不利益を被る蓋然性が極めて高くなるとはいえない。

オ 以上のとおり、韓国との信頼関係や北朝鮮との国交正常化交渉における不利益といった被告国の不開示理由は、誇張にわたるものであって正当な理由たりえない。

8 「(11)『第7次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会会合(第24回・25回)』(文書102・乙第16号証)」について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、日本側が韓国側に対して述べた「(2) 韓国入学校卒業生の進学資格の問題については、」に続く2行であり、被告国は、日本政府内部における率直な検討結果及び韓国政府との外交交渉における率直な交渉状況が記載されていると説明している。

この内容は、委員会会合の記録であることから、対応する部分の韓国側文書が存在する（甲19）。そして、韓国側文書によれば、日本側は、韓国側が要求する韓国学園卒業者の資格認定について、その要求は、韓国内の正規学校卒

業者と同等の資格認定をもとめる趣旨かという質問をしたことが明らかとなっている。

この日本側の質問は、日本側が、韓国学園卒業者について日本の正規学校卒業者の資格は認められない一方で、韓国内の正規学校卒業者としての資格であれば考慮に値することを示唆した発言であり、それを被告国側は「外交戦術ともいるべき『手の内』」と評しているものと推察される。

(2) 不開示理由

被告国は、以上の不開示部分について、韓国との関係では「率直な交渉状況が記載され」、「韓国との間で信頼関係が損なわれるおそれは高く、韓国との外交交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼす」、あるいは北朝鮮との関係では、「日本政府との対処方針や外交戦術を練る上で有利な情報を与えることになり、対北朝鮮との交渉上日本政府が不利益を被ることとなる」などと主張する。

しかし上記の不開示部分は、公式の委員会会合で韓国側に表示されており、そして日本側の発言の趣旨がすでに對応する韓国側文書で明らかとなっている点で、もはや公になっている発言であって、それをあらためて公にすることによる不利益は何ら想定されない。

また、日本側の発言が韓国内の正規学校卒業者としての資格に関する示唆であったとすれば、その資格を決定するのは韓国政府自身であって、日本の示唆は単に韓国での教育行政に対する事務的な協力の可能性に言及したという意味しかない。そのような事務的協力の可能性への言及は、どのように過大に評価しても、今後の韓国との外交交渉事務において信頼関係や交渉上の不利益をもたらすものではありえない。

さらに、韓国学校や朝鮮学校を卒業した在日朝鮮・韓国人の大学進学資格の問題について日本政府は、長らく民族学校の卒業者に大学進学資格を認めないと扱いを続けてきた。しかしその後、1999年（平成11年）9月に実施された大学入学資格検定試験（2005度からは高等学校卒業程度認定試験）の受

検資格の拡大、ならびに2003年（平成15年）9月の文科省告示の改正により各大学が個別の入学資格審査により入学資格を認めることを可能したことによって、民族学校の卒業生とが国公立を含む日本の大学に入学することの障害が取り払われた。その意味において、民族学校について日韓会談当時日本がどのような示唆を韓国側に行っていたかに関する事実は、現在においてはなんら日本の韓国に対する外交交渉に影響を与えるものではない。

以上の事情は、国交が正式に確立していない北朝鮮との関係でも同様である。第1に、北朝鮮政府は、韓国側が開示した会合の記録を通じて、民族学校卒業者の資格認定に関する日韓会談当時の日本側の対応を知ることができる。第2に、不開示部分の内容が韓国内の正規学校卒業者としての資格に関する示唆であったとすれば、同様に北朝鮮内の正規学校卒業者としての資格は北朝鮮が決定できる事項であって、日本の事務的協力の示唆は、日朝の外交交渉においてさほどの重要性を持つものではない。そして第3に、朝鮮学校卒業者の大学進学資格については、韓国学校と区別なく大学の個別資格認定が可能なものとなっているのであり、外交交渉による解決の必要性は大きく減少している。それゆえ、本件の不開示情報は、それを公にしたとしても、北朝鮮との国交正常化交渉における不利益や支障をもたらすものではない。

9 「(12)「日韓国交交渉正常化交渉の記録総説5（第4次日韓会談）」（文書125・乙第17号証）について

(1) 不開示情報の内容

文書125は、外務省が作成した文書であるが、被告国は、日本政府と韓国政府との国交正常化交渉過程における第4次日韓会談の概要及び上記交渉における日本政府の対応等について日本政府内部で検討した試案の内容等が記載されていると説明する。

ア 不開示部分の181枚目の上から3行分 (①)

この部分について被告国は、日韓会談が不調に終わった場合に日本政府がとるべき基本方針であり、実際に実施される段階においても外交交渉上いわゆる水面下で実施される方策に関する情報であると述べる。

しかし、被告国は、「水面下で実施される方策に関する情報」と述べる以上にどのような問題について言及したものであるかを主張しないことから、それは基本方針であるという以上に、どのような点において後に検討する各種の支障をもたらす可能性があるのかを具体的に検討できない。また、基本方針にもかかわらず開示されている先行する部分に比してなぜこの部分を開示とする必要があるのか、についても判断材料はなんら提供されていない。その意味で、被告国の不開示部分に関する主張は、不開示理由の主張の前提を欠くものと言わざるを得ない。

なお、この不開示部分をあえて推測すれば、それに先行する部分には、日韓会談の基本的態度として、交渉の打ち切りに際して各種の強硬措置を取る場合にも、韓国側の「強硬な措置の誘発」や「両国の国民感情を不必要に刺戟する」ことを避けて、「少なくとも当初の方針としては控え目かつ漸進的な措置をえらぶべき」ことが記載されている。これに続くにもかかわらず、被告国が不開示理由で主張するような韓国内の非難につながる内容であれば、この不開示部分には、当初の「控え目かつ漸進的な措置」とは逆に、中長期的には、各種の強硬措置をとることによって韓国との対峙の可能性も否定しないとの外交方針が記載されていると推測される。

イ 不開示部分の181枚目の上から5行目から約4行分 (②)

この部分について被告国は、日韓会談が不調に終わった場合に日本政府がとるべき具体的措置について具体的な事項を項目1とし、以下(イ)(ロ)(ハ)と3項目が記載されているところ、いずれも、現在友好関係を維持している韓国政府との信頼関係が損なわれる蓋然性を有する内容であると述べる。

しかし、被告国側は、その項目名も不開示とし、それが何についての具体

的な措置であるのかも、主張しようとしない。そのようなもとでは、この不開示とされた「具体的措置」が、どのような点において後に検討する各種の支障をもたらす可能性があるのかを具体的に検討できない。また、同じ「具体的措置」であるにもかかわらず項目は開示されている第2項以下に比してなぜこの部分を不開示とする必要があるのか、についての判断材料はなんら提供されていない。その意味で、被告国のおかげで不開示部分に関する主張は、不開示理由の主張の前提を欠くものと言わざるを得ない。

なお、第2項以下の「具体的措置」としては、2 韓国人及び在日韓人にに対する措置、3 國際司法裁判所への提訴、4 赤十字國際委員会へのあつ旋依頼、5 李ラインの警部強化および漁船保護措置、6 李ライン問題ないし抑留漁夫問題の国連提訴、7 通商貿易上の措置、8 北鮮貿易、9 米国のあつ旋、と続いている。そのようなもとで、第1項の不開示部分をあえて推測すれば、第2項以下の「具体的措置」の総論的な外交上の対抗措置が記載されていたと推測される。そして総論的な外交上の対抗措置のうち、戦争ではなく平和的な手段として想定できるのは、最も強硬とされる外交関係の断絶、もしくはそれに準ずる大使館的な役割をしている駐韓代表部の閉鎖などがありうる。このような外交関係の断絶やそれに準ずる措置が、この時の検討対象にあがっていたことは、第7項において「会談打切りに伴い韓国側から断交措置に出てくる公算は大」と記載していることからも明らかである。

ウ 不開示部分の182枚目及び183枚目の11行分 (③)

この部分について被告国は、日韓会談が不調に終わった場合に日本政府がとるべき具体的措置としての海上警備強化および漁船保護措置についての具体的措置が記載されていると述べる。

しかしながら、海上警備強化および漁船保護措置についての具体的措置とはいっても、そこに記載されたのはわずか11行分の記載であり、当然、措

置の詳細な内容が記載されているとは考えられない。それは、開示されている部分である「(イ) 海上保安庁による警備体制の量的増強」と比較しても、抽象的な措置の項目が列挙されているにすぎないものと考えられる。そのような措置の項目の列挙が、なぜ後に検討するような不開示理由に該当する程度の質を持つ情報であるのかどうかについて、被告国はその判断の前提となる主張を行っていない。

(2) 不開示理由

ア 以上の不開示部分について被告国は、それを不開示とする理由として、対韓国の問題と対北朝鮮との問題を主張している。

すなわち、対韓国については、日韓会談が不調に終わった場合に日本政府がとるべき措置として不開示部分の具体的措置が検討されていたことが韓国側に知られることとなり、その事実自体が韓国国内で問題視され、韓国政府のみならず報道機関や、韓国国民からも非難を浴びる結果となりかねず、基本的価値を共有する重要な隣国である韓国との信頼関係が損なわれるおそれが高く、韓国との外交交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを挙げる。

また、北朝鮮については、北朝鮮との国交正常化交渉においても、日韓会談が不調に終わった場合の具体的措置として日本側が検討していた内容を北朝鮮が知るところとなれば、北朝鮮側に日本政府に対抗するための交渉戦術を策定する情報を提供することとなり、対北朝鮮との交渉上日本政府が不利益を被ることとなる蓋然性は高いことを挙げる。

イ これら被告国の中の要點は、対韓国では開示による韓国国内での非難、対北朝鮮では外交上の対抗措置に関する情報の提供ということにある。しかし、こうした被告国の中の主張は、以下に述べるように失当である。

第1に、すでに指摘したように、被告国の中の不開示部分に関する主張は、指摘されるような問題点を持つのかどうかを判断するにはあまりにも抽象

的であって、不開示理由の主張の前提を欠いている。①については、基本方針として何について述べているのかも特定されず、また②については、「具体的措置」の何の項目、あるいはそのような種類の項目について述べているのかも特定されていない。これでは被告国の主張するような問題点が存在するかどうかの判断はまったく不可能であり、原則開示・例外不開示の枠組みを採用している情報公開法の下において、被告の主張立証責任を果たしていない点で、その主張自体が失当である。

第2に、同じくすでに指摘したように、被告国の不開示部分に関する主張は、不開示部分が、他の開示されている内部検討事項に比較して、なぜ被告国の主張するような問題点を持つのかについて、何ら明らかにされていない。①については基本方針として、②については具体的措置として、③については海上警備強化および漁船保護措置についての具体的措置として、他に開示されている部分とはどのように異なる質を持つのかが、主張されていない。さらに、日本の外交方針の内部検討事項の開示は、抽象的に言えばすべて、韓国側の利益と対立する場合には韓国内での非難を受ける可能性があり、また、北朝鮮に対抗措置に関する情報を提供することになる。しかしだからといって、それを理由に日本の外交方針の内部検討事項を一切情報開示の対象外とすることが、情報公開法の意味するところであるとは考えられないし、そのような解釈が、同法の目的とする説明責任と公正で民主的な行政と合致するとは考えられない。この点で、被告国は、不開示部分が一般の内部検討事項や他の開示部分と比較して、どのような質を持った情報であるのかを主張するべきであり、それを欠いた主張は、不開示理由の主張としては失当である。

第3に、他の項でも繰り返し指摘したことではあるが、不開示理由の有無は、文書が作成された後の時間の経過（文書125・乙第17号証は作成日不詳とされているが同文書中の閣議了解案の文書の日付によれば196

0年)を考慮した上で判断されるべきである。すなわち、対韓国との関係では、半世紀前の日本の内部検討事項の公開が、今日の安定した外交関係のもとにある韓国との信頼関係を損なうとは考えられず、今日の対北朝鮮の交渉において日本の外交交渉上の利益を損なうほどの影響を持つとは到底考えられない。その意味で被告国の主張は、誇張にすぎるものである。

そして第4に、不開示部分の内容(①、②は推測される内容)に照らしても、被告国の主張する不開示理由が存在しないことは明らかである。

①の基本方針に関する不開示部分は、中長期的な韓国との対峙の可能性を含む外交方針をとるべきことが記載されていると推測される。また、②の具体的措置に関する部分も交渉決裂の場合の総論的な外交上の対抗措置、すなわち、外交関係の断絶やそれに準ずる措置が記載されていると推測される。これらは、国家間の外交交渉が決裂した場合の対応に関するものであるが、そのような場合に備えて、対決の方針や外交上の対抗措置が検討されることは、外交交渉において何ら不自然なことではない。日本政府がそのような対決の方針や外交上の対抗措置を当時検討していたという事実が、今日、安定した外交関係を築いている韓国や、逆に拉致問題などをめぐってすでに対立を続いている北朝鮮との関係で、特段の外交上の影響をもたらすことは考えがたい。

また③は、海上警備強化および漁船保護措置に関する情報であるが、わずか11行分の記載であり、措置の詳細な内容が記載されているとは考えられないことはすでに指摘したとおりである。そして、侵略や戦争を放棄した日本国憲法の下で、日本が政府部内で検討した海上警備強化および漁船保護措置は、国際法や国内法の上で合法とされる措置であったであろうことは容易に想定される。そうであれば、国家が領海内または公海上で海上警備強化および漁船保護措置のためにとることができる措置は、法や諸国の例に照らして自ずから限定される。領海や漁業水域をめぐって、その

ような措置は、この文書作成当時の韓国においても、あるいは今日の北朝鮮においても、当然に想定の範囲内にある情報である。それゆえ、そのような措置の内容が、詳細な内容を伴わずに明らかとなつたとしても、韓国との信頼関係や北朝鮮との外交交渉に影響を及ぼすとは、考えられない。

10 「(13)『日韓国交正常化交渉の記録総説6(在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結)』(文書126・乙第18号証)」について

(1) 不開示情報の内容

不開示とされているのは、①この書類作成当時に入国管理局が、民戦の中央議長であった在日朝鮮人李浩然について出入国を許可したいと考える理由の一部の3行(6-20)、ならびに、②1955年12月15日に外務省アジア局第5課が、「北鮮への帰還希望者の送還問題処理方針」において日本政府が多少の負担をしても「帰還希望者を北鮮へ送還する」という処理方針を示した理由の一部の3行(6-46)である。①で言及される民戦とは、1951年に結成されて日本共産党とともに政治活動を行った「在日朝鮮統一民主戦線」(1955年解散)の略称である。また、②の部分の背景としては、従来政府は韓国との関係を考慮して北朝鮮への集団的帰還に反対し、援助を一切与えないという方針がとられていたことがある。

①について被告国は、李浩然の行動の捕捉・判断を行った機関名と内容が記載されると主張する。まず、ここで「捕捉・判断を行った機関」とは、公安調査庁であることが容易に推察できる。この文書では、李浩然問題の関係機関が「外務省、公安調査庁、刑事局、国警、警視庁等」と明記されているが(6-24)、この中で民戦など日本政府が「破壊的団体」の可能性があるとみなした団体活動に対する、その規制に関する調査を行う権限が与えられていたのは、公安調査庁であった(公安調査庁設置法3条)。また、その内容は、不開示部分の前後から評価すれば、李浩然の出入国を許可する方針を支えるものと

して列挙された理由を記載するものである。具体的には同人の出入国を認めることが、同人に「北鮮政府を説得する機会を与える」こと、外交問題処理上「さほどの害悪はないこと」、法律面からも「無理なしにまかぬことができる」こと、同人に箇をつけたり恩を売ることにより「将来の民戦対策に便宜を得ること」などと並ぶ、同人に出入国許可という便宜を与える理由の一つである。

②について被告国は、在日朝鮮人の日本への居住と北朝鮮への帰還とを比較検討した内容や価値判断、あるいは韓国に対する率直な評価が記載されていると主張する。そしてより具体的にこの不開示部分は、前後の文脈を見てみると、北朝鮮への帰還を促進し、そのために日本政府が帰還旅費を援助すべき理由、すなわち、帰還希望者に自弁能力がないこと、逆に共産圏からの邦人帰国も促進されることなどとならんだ一連の理由付けとして記載されている。そうであれば、この不開示部分は、当時の韓国の国内状況に照らして北朝鮮への帰還希望者を韓国に送還した場合には、人道その他の問題を生じる可能性を記載したものと容易に推測される。

(2) 不開示理由

ア 李浩然問題について

李浩然問題に関わる不開示理由について被告国は、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす情報ならびに出入国事務の適正な遂行に支障を及ぼす情報に当たるとして、その不開示を正当化しようとする。

しかし、第1に、李浩然問題があったのは、すでに55年を経過した1953年のことであり、問題となった民戦という組織も1955年に解散している。このような時期の公安ならびに出入国管理に関する判断が、関係当事者・団体にもはや影響を持たないことは明らかであるが、被告国があげる「日本国内における公共の安全・秩序の維持の在り方」や「出入国に関する事務の遂行」といった現在の行政実務にとっても、なんら影響力を持つとは考えられない。たとえ半世紀以上も前に日本の政府機関が、当時は秘密とし公に

されることによって支障が生じるような実務を行っていたとしても、そのことを以てその後社会情勢の変化や数度の法改正を経た半世紀後における現在の公安調査庁や出入国管理局の実務を「具体的に推測」させたり、事務に支障を与えると考えるのは、荒唐無稽に属する話であろう。

第2に、不開示となった部分の情報の内容は、前述のように李浩然の出入国許可を正当化するような理由という日本政府にとっての好材料であることは明らかである。李浩然の行動を捕捉・判断した結果として、同人に関する好材料の一つを明らかにすることが公共の安全・秩序の維持と抵触することは考えがたいし、また、同人に関する好材料を考慮した事実を明らかにすることが出入国の判断の支障となるとも考えられない。

第3に、それにもかかわらず、被告国が「公共の安全・秩序の維持の在り方」や「出入国に関する事務の遂行」としている点に関わる情報として考えられるのは、公安調査庁が同人を内通者または協力者として取り扱おうとし、また出入国管理局がそのような公安調査庁への内通または協力を出入国の判断の好材料として列挙していた可能性である。しかしそうではあったとしても、公安機関が規制対象組織に内通者や協力者を持とうとするることは一般的の常識に属し、何らかかる推測を持たれることができが公安機関の業務に支障を与えるものではないし、また半世紀以上も前の実施例を理由に現在の実務を推測することもできない。入管行政についても、法務大臣に外交関係や政治判断も含む広範な裁量権が与えられている上で、内通や協力を判断材料に加えたことを明らかにしたからといって法務大臣の裁量権が規制されるものではなく、あわせて、半世紀以上も前のそのような裁量権行使の実例が、半世紀以上を経た現在の入管行政に対する批判や期待を招くと考えることもできない。

なお、被告国は、以上に加えて、この不開示部分が、朝鮮との外交交渉にも不利益を与えるというが、その具体的な理由は明らかに示されていない。仮に、

不開示部分が、当時の日本政府が李浩然に朝鮮に関する内通者や協力者の役割を期待していたことを示すものであったとしても、そのような期待は、「北鮮政府を説得する」、「北鮮政府の意向が明らかとなる」（6－19）などすでに開示された部分から明らかとなっているのであり、不開示部分を公にすることにより何らかの違いが生ずるわけではない。

イ 帰還問題と韓国への送還との比較検討について

この部分の不開示について、被告国は、それを開示することが韓国との信頼関係を損ない、また、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあり、さらに両国との交渉における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると結論づける。

しかし、ここで不開示とされているのは、被告国側も主張するように当時の「韓国に対する率直な評価」と帰還先について「比較検討した内容やその際の価値判断」であり、その際の韓国に対する判断とは、前述したように朝鮮への帰還希望者を韓国に送還した場合生じる人道その他の問題を生じる可能性があることである。

そして第1に、この不開示部分を含む「北鮮への帰還希望者の送還問題処理方針」が作成された1955年当時、日本が韓国の国内状況に懸念を抱いていたとしても、それは何ら奇異なことではない。韓国が李承晩大統領のもとで独裁的な政治体制を敷き、北朝鮮のスパイという嫌疑による処刑を相次いで実施していた問題点は、現在では、その後民主化された韓国政府によつても指摘されている。そうであれば、半世紀以上も前の韓国(の)政治体制について、当時の日本政府が帰還問題に関わる人道上の懸念をいだいていたことが公になったとしても、そのことが現在の韓国政府との関係や事務の適正な遂行を損なうおそれは存在しない。

第2に、逆に当時の韓国の国内状況との比較において、北朝鮮への帰還がよりましめな選択であるとの評価が記載されていたとしても、それは半世紀以

上も前の両国の政治状況に対する評価に過ぎない。それをもって、「北朝鮮側が当該交渉を有利に推進するための口実を与えかねない」、いいかえれば過去に日本が北朝鮮を相対的に評価したことをもって外交交渉を有利に運べると北朝鮮政府が期待するといった結論を導くのは、あまりにも飛躍したものである。

第3に、北朝鮮への帰還事業は、1959年に開始されて1984年に終了している。それゆえ、日本政府が1955年当時どのような判断の下に帰還事業を開始したかという理由は、歴史的な研究の対象となることはあり得ても、すでに終了した帰還事業の遂行に影響を与えることはあり得ない。

以上のとおり、被告国の中張する不開示情報の内容の大半は推定又は推測が可能であり、不開示理由も、法5条3号に該当しないものであるから、本件処分は違法であり、本件各文書の速やかな開示がなされなければならない。

以上